

千葉市公金管理調査連絡会設置要領

1 趣旨

この要領は、千葉市公金管理検討会議設置要綱（平成14年7月1日施行。以下「要綱」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、千葉市公金管理検討会議（以下「検討会議」という。）の連絡会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 連絡会

- (1) 要綱第6条の規定に基づき、検討会議に別表の名称の欄に掲げる連絡会を置き、検討会議が指示する事項について調査検討する。
- (2) 連絡会は、会長及び会員をもって組織し、別表の会長の欄及び会員の欄に掲げる者をもって充てる。
- (3) 会長は、連絡会の事務を掌理する。
- (4) 連絡会は、会長が必要があると認めるときに招集する。
- (5) 会長は、事務を遂行するため必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (6) 会長は、連絡会で調査検討した事項について検討会議に報告するものとする。
- (7) 連絡会の庶務は、別表の庶務の欄に掲げる課において処理する。
- (8) 連絡会に担当者によるワーキンググループを置くことができる。
- (9) この要領に定めるもののほか、連絡に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

名 称	会 長	会 員	庶 務
公金管理調査連絡会	会計室長	総合政策局危機管理部危機管理課長 総合政策局総合政策部政策企画課長 総務局総務部給与課長 総務局情報経営部業務改革推進課行政改革担当課長 財政局財政部資金課長 市民局生活文化スポーツ部文化振興課長 市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課長 保健福祉局健康福祉部地域福祉課長 保健福祉局医療衛生部健康保険課長 保健福祉局医療衛生部生活衛生課長 保健福祉局高齢障害部介護保険管理課長 こども未来局こども未来部こども企画課長 環境局環境保全部環境保全課長 環境局環境保全部環境規制課長 環境局資源循環部廃棄物対策課長 経済農政局経済部産業支援課長 経済農政局経済部企業立地課長 経済農政局経済部公営事業事務所長	会計室 及 び 資金課

		経済農政局農政部農業経営支援課長 都市局都市部交通政策課長 都市局公園緑地部緑政課担当課長（緑と花の推進室長） 都市局公園緑地部公園管理課運営調整担当課長 建設局下水道企画部下水道経理課長 水道局水道総務課長 病院局経営企画課長 教育委員会事務局教育総務部企画課長	
--	--	---	--